

他の自治体の取り組み

○世田谷区

- ・産前・産後プロジェクト（さんさんサポート）
- ・学生ボランティア派遣事業

○荒川区

- ・みんなの実家プロジェクト「35（産後）サポネット in あらかわ」

○八王子市

- ・子育て応援団（B e e ネット）



さんさんサポート

産前・産後支援事業

出産予定日1ヶ月前から
出産後6ヶ月まで

楽しく子育てしよ〜っと



カモちゃん

子育て支援ヘルパーが お手伝いします



ぜひご利用ください!

裏面も見てね!



ご利用された方の ご感想



離乳食の作り方がわからなかったんだけど、講習会で試食もできるって教えてもらったよ

ヘルパーさんに相談したら、すぐ保健師さんが連絡をくれて、不安が解消できたわ!

出産後に、腰痛がひどかったので、家の中が片付いて、助かったわ!

初めての育児だから、ヘルパーさんにお話を聞いてもらうだけで、安心できました!

ヘルパーさんに教えてもらった近所の児童館へ行ってみるかな

- 利用できる方** 世田谷区にお住まいの
産前・産後の子育て家庭
- 利用時間** 午前9時～午後5時のうち2時間
日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)は除く
- 利用サービス** 家事援助または育児補助
- 利用回数** お子様1人につき3回まで
- 利用料金** 無 料 だ す

★お問い合わせ先★ 世田谷区役所子ども部子ども家庭支援課 5432-1111 (代表)

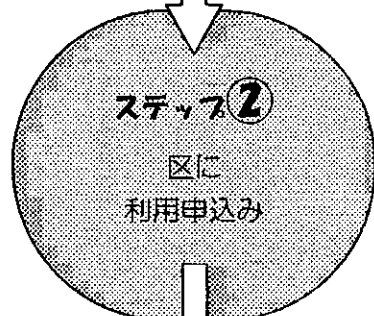
子ども家庭支援せたがや	世田谷4-22-33	世田谷総合支所内	5432-2915
子ども家庭支援きたざわ	松原6-3-5	北沢保健福祉センター内	3323-5635
子ども家庭支援たまがわ	等々力3-4-1	玉川総合支所内	3702-1189
子ども家庭支援さぬた	祖師谷3-21-1	砧保健福祉センター内	3482-5271
子ども家庭支援からすやま	南烏山6-22-14	烏山総合支所内	3326-6056

● ● ● さんさんサポート利用方法 ● ● ●

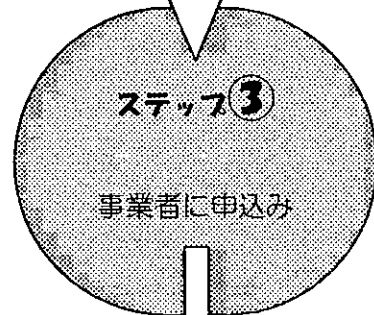


該当する方に申込書とヘルパー事業者一覧表を配付します。

- 出張所等で妊娠届を出された方に、「母と子の保健バッグ」とともにお渡しします。
- 世田谷区に転入された方、申込書をお持ちでない方は、おもて面の問い合わせ先にお申し出ください。
- お子様は双子など多胎児の方には、お子様1人につき3枚まで追加の利用券を配付します。おもて面の問い合わせ先にお申し出ください。



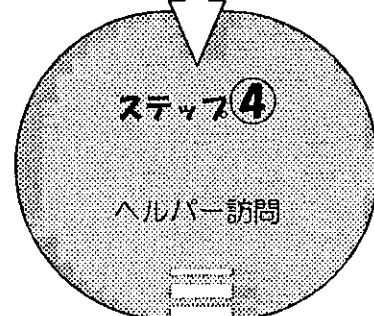
申込書に記入し、ポストに投函。
後日、区から利用券が送られてきます。



利用券が届いたら、事業者
に電話し、利用希望日時等
を申し込みます。

派遣先は世田谷区内、派遣日時は申込み者本人の在宅時に限らせていただきます。

利用希望日の2週間前までに
事業者へ申込んでね！



子育て支援ヘルパーが来たら、
最初に利用券を渡してください。

- 家事援助は日常的な炊事・洗濯・掃除・買い物等です。
- 育児補助は該当児のみです（兄・姉の育児は含まれません）。
- 家事援助と育児補助の同時利用と時間延長はできません。



ヘルパー訪問時、利用者アンケートへ
のご協力をお願いします！

子育てに関する相談

利用者アンケートにご心配ごとの記入がある場合は、必要に応じ、後日、保健師・保育士・栄養士等からご連絡し、ご相談に応じます。

さん さん サポート
世田谷区 産前・産後支援事業
(子育て支援ヘルパー派遣) 申込書

★別紙の注意事項をよくご確認のうえ、
 太枠の中にご記入下さい

※住所には、住民登録または外国人登録に記載の
 ある住所をご記入下さい。

◆④記入欄

利用者氏名 : _____

住 所 : 世田谷区 _____

電話番号 : _____

出産予定日または子どもの生年月日 : _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【受付確認印】



郵便はがき



① _____

② (住所を記入して下さい)

世田谷区 _____

③ (利用者氏名を記入して下さい)

様

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33 世田谷総合支所内
 子ども家庭支援せたがや TEL 5432-2915

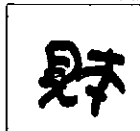
世田谷区 産前・産後支援事業 **子育て支援ヘルパー利用券①**

利用者氏名 : _____ (子ども: _____) ※利用時まで記入不要

住 所 : 世田谷区 _____

出産(予定)日 : 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 世田谷区長

【受付確認印】



※利用券は本人のみ有効です。譲つたり、売却したりすることはできません。
 ※確認印がないもの、期間が過ぎているものはご利用できません。



有効期間 出産予定日1ヶ月前から出産後6ヶ月まで

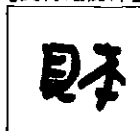
世田谷区 産前・産後支援事業 **子育て支援ヘルパー利用券②**

利用者氏名 : _____ (子ども: _____) ※利用時まで記入不要

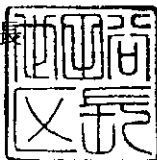
住 所 : 世田谷区 _____

出産(予定)日 : 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 世田谷区長

【受付確認印】



※利用券は本人のみ有効です。譲つたり、売却したりすることはできません。
 ※確認印がないもの、期間が過ぎているものはご利用できません。



有効期間 出産予定日1ヶ月前から出産後6ヶ月まで

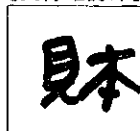
世田谷区 産前・産後支援事業 **子育て支援ヘルパー利用券③**

利用者氏名 : _____ (子ども: _____) ※利用時まで記入不要

住 所 : 世田谷区 _____

出産(予定)日 : 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 世田谷区長

【受付確認印】



※利用券は本人のみ有効です。譲つたり、売却したりすることはできません。
 ※確認印がないもの、期間が過ぎているものはご利用できません。



有効期間 出産予定日1ヶ月前から出産後6ヶ月まで

申込み方法

- ①この用紙の裏の太枠部分4個所(①郵便番号 ②住所 ③氏名 ④記入欄)にご記入下さい。
- ②記入が終わりましたら、所定の封筒に入れ、ポストに投函して下さい。
- ③利用券が戻ってきましたら、利用券の必要事項を記入し、ヘルパー派遣事業者(別紙「事業者一覧表」参照)に電話で申込んで下さい。

さん さん サポート
世田谷区産前・産後支援事業 利用者アンケート 【第1回・第2回・第3回】

利用者名			電話番号		
住所	世田谷区	丁目	番	号	
お子さんの氏名	(第 子)	お子さんの生年月日 または出産予定日		平成	年 月 日 (か月)
利用日	月	日	曜日	利用時間	時 分 ~ 時 分

1. ご利用になったサービスは、どんな内容でしたか？

炊事 洗濯 清掃 買い物 育児補助 その他 ()

2. 保健サービスの利用状況についてお伺いします。

ア) 健康づくり課の「新生児訪問事業」を利用されましたか。

既に利用した 申込中 申込まなかった その他 ()

イ) お子さんの3～4か月健診は受診されましたか？

既に受診した これから受診 受診しなかった その他 ()

3. 下記の質問に、お答えください。

①お母さん、お子さんの調子はいかがですか？ 気になることがある場合は、内容に○をしてください。

A (母 親) a. 体調がすぐれない b. 気分がすぐれない
 c. 子どもの世話が大変で困っている d. その他 ()

B (子ども) a. 体重が増えない b. 寝ないで泣いてばかりいる
 c. 病気ではないかと心配 d. その他 ()

②A・Bに心配事がある場合に、相談できる医療機関はありますか？ あ り な し

③子どもの保育等で心配なことがありますか？ あ り な し

C (栄 養) a. 離乳食のこと b. その他 ()

D (保 育) a. あやし方・子どもへの関わり方 b. おもちゃの選び方
 c. 上の子への関わり方 d. その他 ()

④その他、何かご心配なことがありましたらご記入下さい。

E (その他) ()

4. 上記3のご心配事について、保健師・保育士・栄養士等に相談するために、情報提供することを同意しますか？

す る しない

5. さんさんサポートを利用した感想・ご意見などご自由にお書きください。

訪問年月日：平成 年 月 日

事業所名 _____

ヘルパー名 _____

㊞

★子育て支援ヘルパー派遣事業者への申し込み方法

ヘルパー派遣をお申し込みの際は、次の内容を電話でお伝え下さい。

1 ヘルパー利用券の確認	5 子の生年月日 または 出産予定日
①申し込みをした子ども家庭支援の名称	6 ヘルパー派遣希望日時
②申し込み月日	①第1希望日時
③利用券番号(確認印番号)	②第2希望日時
2 住所	③第3希望日時
3 氏名	7 希望業務内容(2時間以内)
4 電話番号(連絡先)	家事援助または育児補助

※各事業者の受付状況により、派遣調整が困難な場合があります。

1社目で派遣調整ができない場合は、お手数ですが他の事業者にご連絡をお願いします。

★世田谷区の各地域と担当窓口

名称	所管区域
①世田谷地域	池尻1~3丁目 池尻4丁目(1番から32番まで) 三宿1~2丁目 太子堂1~5丁目 三軒茶屋1~2丁目 若林1~5丁目 宮坂1~3丁目 桜丘1~5丁目 経堂1~5丁目 下馬1~6丁目 野沢1~4丁目 世田谷1~4丁目 桜1~3丁目 弦巻1~5丁目 上馬1~5丁目 駒沢1~2丁目
②北沢地域	代田1~6丁目 梅丘1~3丁目 豪徳寺1~2丁目 代沢1~5丁目 池尻4丁目(33番から39番まで) 羽根木1~2丁目 大原1~2丁目 北沢1~5丁目 松原1~6丁目 赤堤1~5丁目 桜上水1~5丁目
③玉川地域	東玉川1~2丁目 奥沢1~8丁目 玉川田園調布1~2丁目 玉堤1~2丁目 目 等々力1~8丁目 尾山台1~3丁目 上野毛1~4丁目 野毛1~3丁目 中町1~5丁目 上用賀1~6丁目 用賀1~4丁目 玉川1~4丁目 目 瀬田1~5丁目 玉川台1~2丁目 駒沢3~5丁目 駒沢公園 新町1~3丁目 桜新町1~2丁目 深沢1~8丁目
④砧地域	成城1~9丁目 祖師谷1~6丁目 千歳台1~6丁目 船橋1~7丁目 喜多見1~9丁目 宇奈根1~3丁目 鎌田1~4丁目 岡本1~3丁目 大蔵1~6丁目 砧1~8丁目 砧公園
⑤烏山地域	上北沢1~5丁目 八幡山1~3丁目 上祖師谷1~7丁目 粕谷1~4丁目 給田1~5丁目 南烏山1~6丁目 北烏山1~9丁目

※お問い合わせ窓口

①子ども家庭支援せたがや	世田谷 4-22-33	世田谷総合支所内	5432-2915
②子ども家庭支援きたざわ	松原 6-3-5	北沢保健福祉センター内	3323-5635
③子ども家庭支援たまがわ	等々力 3-4-1	玉川総合支所内	3702-1189
④子ども家庭支援きぬた	祖師谷 3-21-1	砧保健福祉センター内	3482-5271
⑤子ども家庭支援からすやま	南烏山 6-22-14	烏山総合支所内	3326-6056
子ども子育て総合センター	宮坂 3-15-15		3439-8411

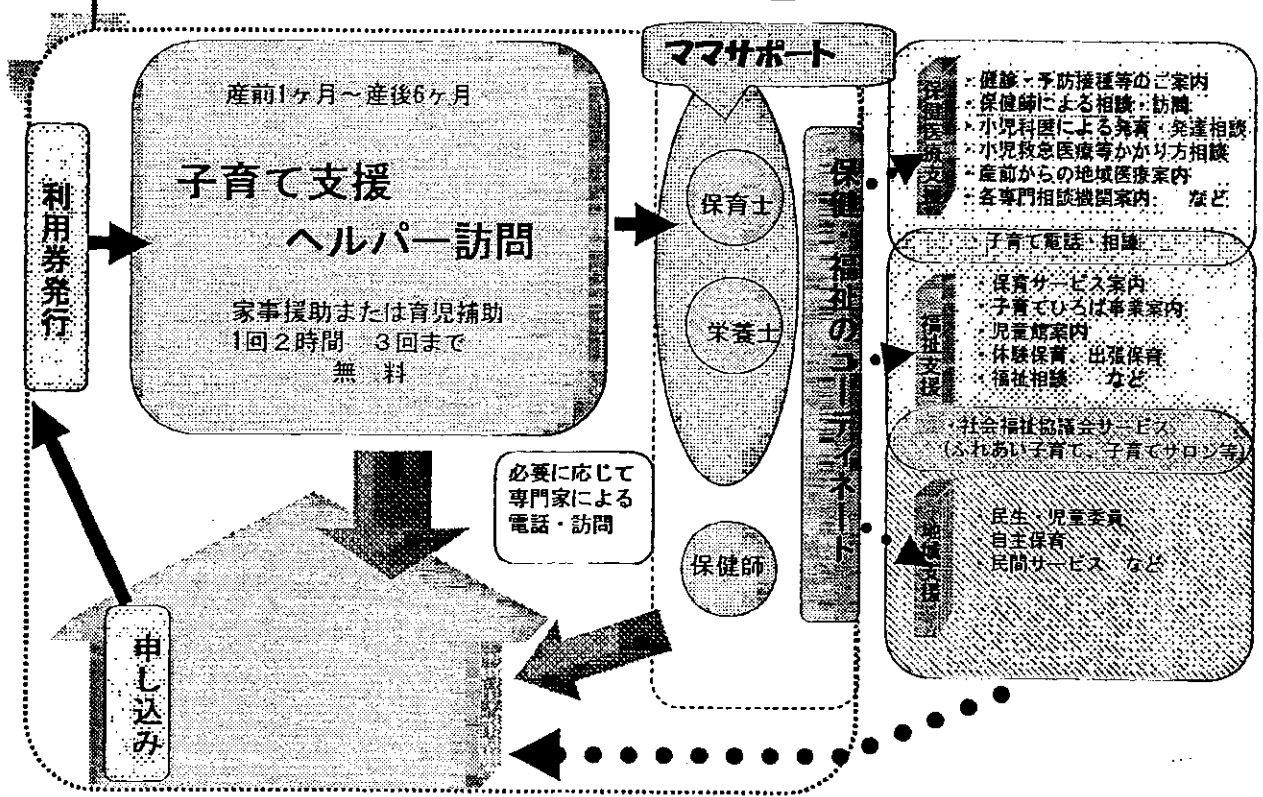
★平成19年度 世田谷区産前・産後支援事業 さん さん サポート 子育て支援ヘルパー派遣事業者一覧表

区から利用券が届きましたら、直接各事業者にご電話でお申込み下さい。 ◆申し込み時間 月～金曜日の10時～17時（祝日、年末年始を除く）

	派遣事業者名	住所	電話番号	サービス		育児補助ヘルパー2人同時派遣（双子用）
				家事援助	育児補助	
1	㈱明日香	渋谷区宇田川町 2-1 渋谷林ビル 1310	03-5456-5006	○	○	○
2	ウェーブ	世田谷区駒沢 2-41-13-102	03-5430-7771	○	×	×
3	コスモ・ケアサービス	世田谷区奥沢 7-23-20	03-5760-7050	○	○	○
4	㈱ジャパンベビーシッターサービス	渋谷区千駄ヶ谷 3-3-16 秀和神宮ビル 505・506	03-3423-1251～2 0120-03-1295	○	○	○
5	ベビーシッターハズ ㈱小学館プロダクション	新宿区新小川町 4-11 飯田橋ウイングハウス 8F	0120-83-4988	×	○	○
6	㈱世田谷介護サービス（子育て支援事業部）	世田谷区世田谷 1-42-11	03-3426-2361	○	○	○
7	NPO 世田谷ゆりの木	世田谷区船橋 1-1-2 山崎ビル 201	03-3429-6721	○	○	○
8	㈱太子ホームヘルパーケア・サービス	世田谷区若林 1-1-27-101	03-3413-0806	○	○	○
9	タウンライフケア桜上水	世田谷区桜上水 1-20-12 ショートビル 201号	03-5316-5625	○	○	○
10	㈱タカミサプライ	渋谷区桜丘町 29-35	03-3463-8777	○	○	○
11	㈱玉川ケアサービス	世田谷区玉川台 1-13-14 用賀武井ビル 302	03-3709-6776	○	○	×
12	NPO 日本子どもソーシャルワーク協会 ぼらん	世田谷区成城 2-29-12	03-5727-3138	○	○	×
13	㈱日本デイケアセンター	千代田区猿樂町 2-2-3 NSビル 4F	03-3293-1581	○	○	○
14	クラブ デル バンビーノ ㈱ファミリー・サポート	渋谷区代々木 1-58-16 4F	03-3377-3177	×	○	○
15	㈱ヘルパーサービス和知	世田谷区代沢 3-6-16	03-3411-3108	○	○	○
16	㈱やさしい手 ○下高井戸店 ○上町店 ○三軒茶屋店 ○玉川店 ○祖師谷店	世田谷区松原 3-30-15 シャイビル 2F	03-5329-3070	○	○	○
		世田谷区世田谷 1-26-13 ファンティ世田谷 1F	03-3706-2248			
		世田谷区太子堂 2-7-2 リングビルディング 1F	03-5433-5518			
		世田谷区玉川 3-7-1 新二子玉川胃腸科ビル 5F	03-5797-5403			
		世田谷区祖師谷 3-36-26 生活の森ビル 2F	03-5429-9199			
17	㈱山本サービス	世田谷区船橋 1-9-16	03-3429-7244	○	○	○
18	㈱ラヴィ	港区元赤坂 1-7-13 7F	03-3403-9561	×	○	○
19	わらべうた㈱	世田谷区駒沢 1-4-15 真井ビル 7F	03-3412-1761	×	○	×

※この一覧表の有効期限は、平成19年4月1日～平成20年3月31日までです。

産前・産後支援事業(さんさんサポート)のフロー図



産前・産後支援事業の利用状況 平成17年10月～平成18年12月

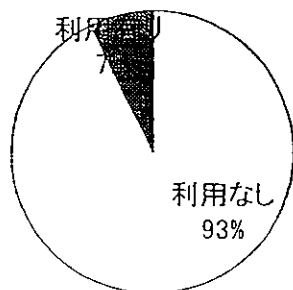
3ヶ月間

1年間

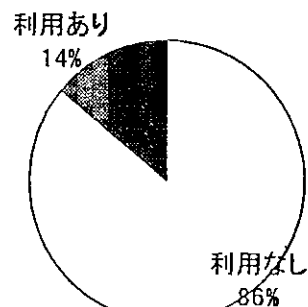
平成17年10月～平成18年3月
発券枚数 1048人 個別通知 2836人
利用実数 450人 利用延数 762回

平成18年4月～平成19年3月
発券枚数 6053人 個別通知 全数
利用実数 894人 利用延数 2027回

さんさんサポートの利用率



さんさんサポートの利用率

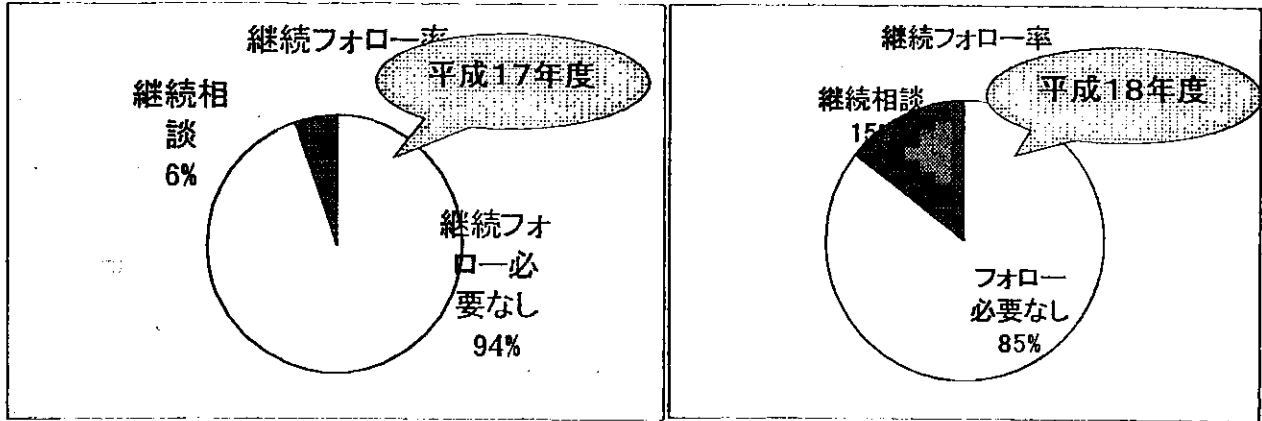


保健師・保育士・栄養士 フォロー状況の比較

利用者実数 H17(6ヶ月)450人→H18:894人

フォロー相談 H17:122人(27%)→549人(61.4%)

継続相談 H17:26人(6%)→130人(14.5%)



産前・産後支援事業の効果と課題

① 児童虐待の早期発見・予防に効果的事業

産前・産後は育児不安や体調不良になり易く、2人に1人が不安やストレスを抱えている。早い時期でのアプローチが必要であり、この事業は、児童虐待の早期発見・早期対応の手段として有効である

② 利用率の向上

産前・産後支援事業は、区内の全ての対象家庭に育児支援ヘルパーを派遣するポピュレーションアプローチであるため、利用率を上げることが課題である

③ 新生児訪問(こんにちは赤ちゃん訪問事業)との連携

新生児訪問指導等との連携を図り、利用者にとって効果的な保健・福祉サービスの導入機会とし、一貫性のある在宅子育て支援施策の充実を図る

④ 事業評価の検討

児童虐待の早期発見や対応、事業周知方法、行政効率等事業評価指標による定性的・定量的評価の実施

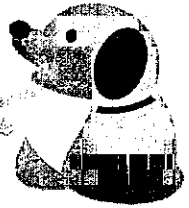


学生ボランティア派遣事業

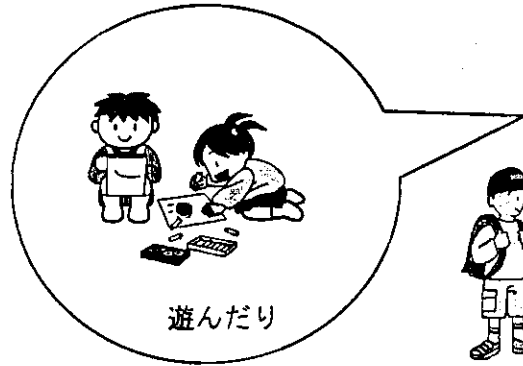
友だち関係や勉強が苦手な小・中学生を応援します

●問い合わせ先●

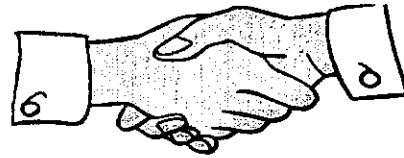
世田谷区子ども子育て総合センター
〒156-0051 世田谷区宮坂3-15-15
☎03-3439-8411



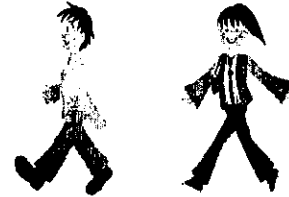
対象：区内在住の小・中学生
応援学生：大学・大学院生など
月2回まで、1回につき1時間～1時間半



遊んだり

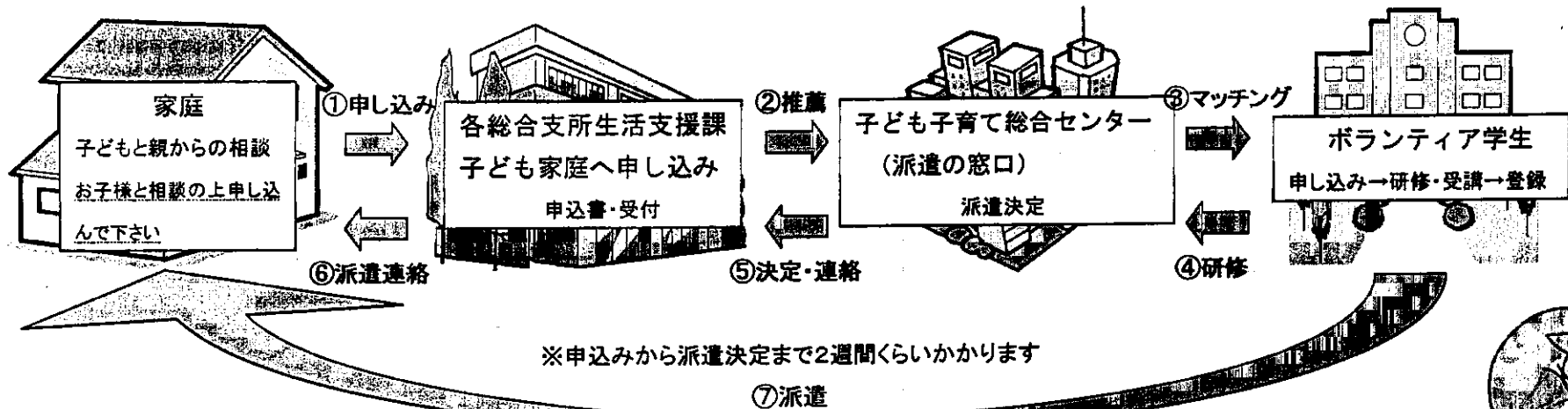


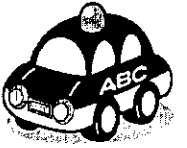
一緒に...



勉強したり

遊ぶ・話す・勉強

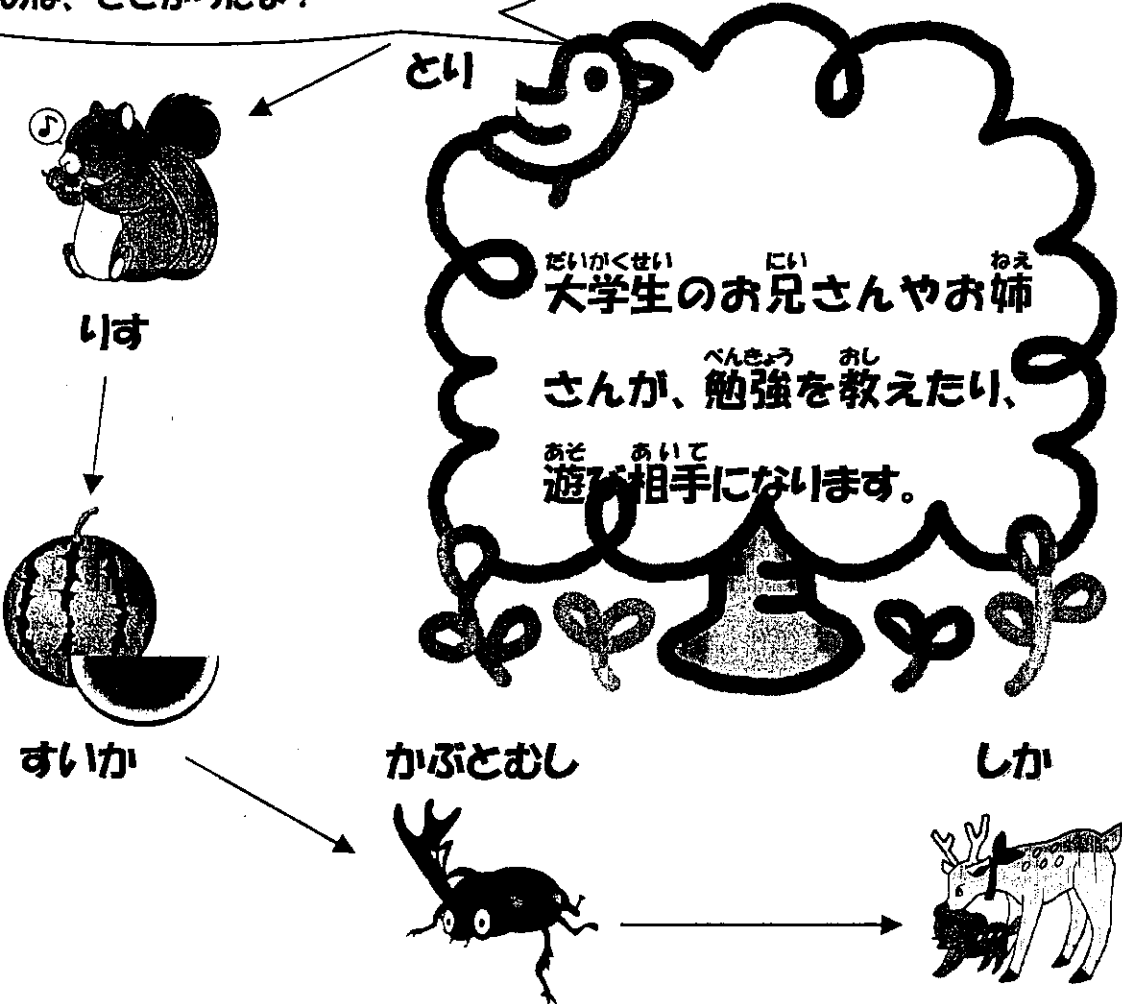




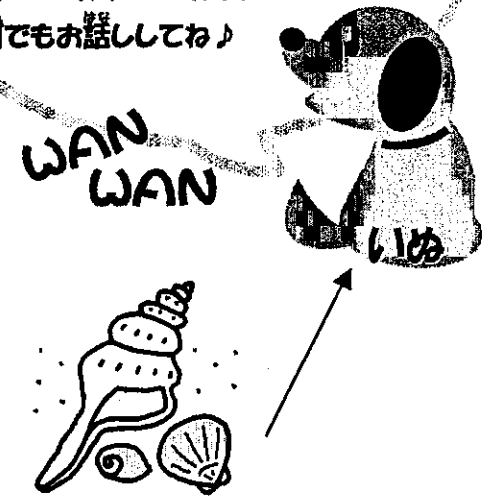
にい おえ いっしょ あそ
お兄さん、お姉さんと一緒に遊ぼう！！

しりとりやってみてね♪
 はじめは、ここからだよ！

10



●条件●
 受けられる人：区内に住んでいる小学生
 と中学生
 回数：1ヶ月に2回まで
 時間：1時間～1時間半
 何でもお話ししてね♪



かい

○問い合わせ先○
 世田谷区子ども子育て総合センター
 ☎156-0051 世田谷区宮坂3-15-15
 ☎03-3439-8411

学生ボランティア派遣事業
 友だち関係や勉強が苦手な小学生を応援します


**費用は
かかりません**

●問い合わせ先●
 世田谷区子ども育て総合センター
 〒156-0051 世田谷区宮坂3-15-15
 電話 03-3439-8411


対象：区内在住の小学生等 応援学生：大学・大学生
 回数：月2回まで、1回につき1時間～1時間半
 活動時間：平日午後4時から午後6時
 土・日 午前10時から午後5時




遊んだり




一緒に...



一緒に...



一緒に...



勉強したり

遊ぶ・話す・勉強

①申し込み
 家庭
 子どもからの相談
 母子想と理想の上申し込
 みてほしい

②申し込み
 各総合支所生活支援課
 子ども家庭へ申し込み
 申込み・受付

③推薦
 子ども子育て総合センタ
 (派遣の窓口)

④マッチング
 ボランティア学生
 申し込み・研修・受講・登録

⑤決定・連絡 ⑥派遣連絡 ⑦派遣

※申し込みから派遣決定まで2週間くらいかかります

学生ボランティア事業

- 平成18年12月より、派遣開始。
- 派遣児童数(H19.9末まで) 18名(小学生14名・中学生4名)
- 登録学生数(H19.9末まで) 32名

社会福祉士系、心理系、看護系等

- 1回/3ヶ月の勉強会とスーパーヴァイズを開催
- 学生は原則、複数派遣。

学生ボランティア派遣事業の効果

H18.12～H19.9末 18事例(小14件・中4件)

- 行政の福祉・保健サービスによる支援に対し、拒否的であった家庭の状況が把握でき、支援が可能になった。 11件
- 子どもの対人関係の改善がみられた。 6件
- 子どもの状態把握ができるようになった。 19件
 - ・学習意欲の向上 3件
 - ・都立高校合格 1件

学生ボランティア事業の今後の課題

- ①事業の効果的な継続は、転帰にタイムリーにかかわることが必要なため、地域の窓口との連携強化が不可欠である。
- ②子どもの変化は、3ヶ月または6ヶ月かかるため、学生の確保と養成が必要である。
- ③子どもの社会性の育成は、個別では限界であるため、小集団活動が必要である。(H19.12月開始)
- ④子どもに対する援助だけでなく、同時に親に対する援助(親講座等)にも取り組んでいく。

高校生・大学生の社会貢献

近年の若者を取り巻く状況と、そこから発生する様々な問題を受け、今、教育現場では、学校・家庭・地域が連携して、青少年の体験活動を推進していくための取組が進められています。

特に、高校生や大学生については、ボランティア活動等を通して、多くの人と接する中で自分自身を高めていくとともに、地域貢献のための活動に進んで取り組むことで、社会への参画意識を高めていくことが求められています。

今回の特集では、様々な形で自ら進んで社会貢献に取り組む「頑張っている」高校生・大学生と、それを支える人たちの仕組みづくりについて御紹介します。

大学生が、地域の人と一緒にお母さんをサポート「35(産後)サポネットin荒川」

荒川区では、「35サポネットin荒川」という事業が実施されています。これは、産後6か月までの赤ちゃんがいる家庭へのサポートで、この活動に首都大学東京荒川キャンパス(以下「首都大学」という。)の健康福祉学部の学生が参加しています。地域のボランティアと一緒にサポートが必要な家庭へ訪問し、家事や育児の支援活動などを行っています。

活動に参加している看護学科2年の岩崎ひとみさん、森郁美さん、秋葉由貴さんにお話を伺いました。



◎この活動に参加するようになったきっかけは?

「大学の授業で、この活動のことを知りました。そして、学園祭のときに実際に活動している様子を見て、参加したいと思い活動を始めました。ボランティアには、以前から興味はありましたが、小さい子とかかわることも好きでした。その中でも赤ちゃんとは、小中学生とは違い、なかなかかわることができないので、ぜひやってみようと思いました。」

◎実際に活動してみて、大変だったことは?

「赤ちゃんは、かわいだけではない、ということを実感しました。育てているお母さんの苦勞がよくわかりました。たった3kgなのに、抱いていると腕は痛くなるし、一度泣き出したら、なかなか泣き止んでくれません。食事のときも、離乳食を食べてくれなくて、すごく苦勞しました。最初は、赤ちゃんを抱くことで精一杯で、お母さんと話をするのもできませんでした。慣れてきて余裕ができると、お母さんの話を聞くこともできるようになりました。また、自分が赤ちゃんのときには、母親も苦勞したんだ、ということがよくわかりました。」

◎活動して、うれしかったことや感動したことは?

「自分では、何もできなかったと感じていたときもあったのですが、お母さんから「ありがとう」と言われたときがうれしかったです。自分の役割が果たせた、という達成感を感じました。赤ちゃんもすくなくついてくれて、抱いていた赤ちゃんをお母さんに渡すときに、逆に自分から離れたくなくて赤ちゃんが泣いてしまったこともありました。また、同じ家庭で活動して、赤ちゃんが成長していく姿を見ることができたのがうれしかったです。」

その後、1歳になった赤ちゃんを、お母さんが学園祭に連れてきてくれて、再会したときには、また成長した姿を目にして感動しました。」



◎これからどんな活動をしていきたいですか?

「この活動に参加して半年が経ちましたが、活動の輪がどんどん広がっていると感じています。町を歩いて、会うと声をかけてくれるお母さんや地域の人もいて、とてもうれしく思います。自分も地域の一員なんだと感じます。これからも、より多くの人に知ってもらい、さらに輪が広がってほしいと思います。私たちも、もっといろんな家庭に行きたいし、いろんな人と会える機会を増やしたいです。」

地域に根付いたシステムづくり

恵美須文枝 教授



この事業は、首都大学東京健康福祉学部の教授で、助産師でもある恵美須文枝先生の発案で、首都大学とNPO法人「じゃがいも共同保育所」「荒川区社会福祉協議会」「荒川区子育て支援部」が連携して実施しています。民生児童委員や地域在住の方、健康福祉学部の学生がボランティアで活動しています。このように、様々な団体・組織が横の連携を深め、また地域の方や学生がボランティアで参加することで、地域に根付いた活動となっているのが、この事業の特色です。

＊35サポネットin荒川

この地域に在住し産後6か月までの子どもを子育て中の家庭に、地域の子育て経験者や首都大学の学生・教員がボランティアで伺い、お手伝いをするシステム。週1〜2回訪問し、2時間程度、買い物や家事の手伝い、外出の付き添い他、保護者の相談に応じて様々な活動を行う。利用料は1回500円。

参加している大学生の中には、将来は看護師や保健師を目指している人もいます。そのような学生にとっては、大学で学んだことを生かせるとともに、様々な体験ができる有意義な場でもあります。月1回の月例会では、活動状況の報告や研修会を実施し、メンバーの共通理解を図るとともに、ボランティア同志の交流も行っています。

また、この1月には、一層の決め細やかな支援を目指して、「実家プロジェクト」を立ち上げました。町屋駅付近に一軒家を借りて、ボランティア活動の拠点にするとともに、だれでも気軽に立ち寄ることができるようにすることで活動を広げるのがねらいです。この4月からは、子育て等の悩み相談も始めます。今後の取組のますますの広がりが期待されています。

平成19年度予算案がまとまりました 一般会計828億2000万円

荒川区の平成19年度の当初予算案がまとまりました。一般会計は828億2000万円、18年度に比べ20億円、2.4%減ですが、18年度に行った基金の統廃合による歳入・歳出増分を除くと、実質的には18年度に比べ22億円、2.7%増となりました。

この予算案は、多様な区民ニーズに応えるため、限られた財源を生産健康都市づくりや福祉の充実、子育てや教育環境の整備、産業振興・地球温暖化防止等の環境対策、防災・防犯など、区政の重要課題に重点的・効果的に配分したものとなっています。今号では、一般会計の主要な施策を紹介いたします。

問合せ 財政課 区内線2121

区制75周年記念事業

区制施行75周年の節目を迎えるに当たり、記念式典等(2千万円)を行います。

生産健康都市

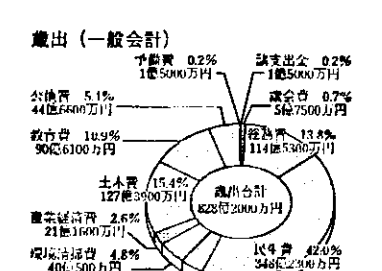
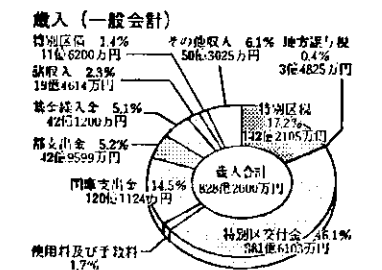
介護予防の更なる推進(1819万円)、障がい者向け健康体操事業(127万円)、初めての赤ちゃん訪問事業(549万円)、あらかわ拠点メニュー開発支援事業(1856万円)を行います。

子育て教育都市

子ども医療費の助成対象拡大(3億6266万円)、多様なニーズに対応する育児支援事業(1235万円)

予算総額

区	分	金額
一	般	計
国民健康保険事業特別会計		241億9200万円
老人保健医療特別会計		156億3300万円
介護保険事業特別会計		117億4200万円
計		1343億8700万円



区の手算の使い道

19年度一般会計予算案の総額を1000円と見なして、事業別に使う金額を示したものです。

民生費 420円 高齢者や障がい者などの福祉のために	土木費 154円 公園や道路の整備、住宅対策などの街づくりのために
経路費 138円 文化振興や区民施設の運営などのために	教育費 109円 学校や図書館の運営などのために
公債費 54円 区債の元利償還のために	環境整備費 48円 環境保護、リサイクル事業などのために
衛生費 40円 区民の皆さんの健康を守るなどのために	産業経費 26円 産業や観光の基盤づくりなどのために
その他基金の繰越などのために	11円

環境先進都市

環境交通政策の推進(520万円)、(仮称)リサイクルセンター基本構想の策定(1千万円)、中学生による環境サミット等の「区制75周年記念イベント」荒川・隅田川流域連携・環境フェスタ2007(950万円)、学校エコ改修事業(4億円)を行います。

文化創造都市

区制75周年記念ふるさと郷土芸能祭典(355万円)、区制75周年記念国際交流高校生サミット(2510万円)、(仮称)吉村昭記念文学館の設置(1289万円)を行います。

安全安心都市

荒川区安全・安心ステーション(434万円)、延焼遮断帯形成事業(3720万円)、都市計画マスタープラン及び住宅マスタープランの策定(1562万円)、花とみどりの基本計画の策定(800万円)を行います。

計画推進のために

荒川区職員ビジネススクールの組織整備と内容の拡充(1050万円)を図ります。

親子が暮らす在宅育児支援(3219万円)、主に乳幼児期にある在宅育児家庭の母親に対し、駅前寄りの「下町らしいほっとする家」で乳児の時間作り等を「みんなの実家プロジェクト」への支援(280万円)、地域子育て見守り事業(850万円)、多胎児産後の子育てを支援するソートサポート事業(1222万円)、南平住保育園整備費(2740万円)、私立認可保育園分園の設置助成(8356万円)、保育園における体育・食育、読書活動の推進(1826万円)、認証保育所保育料助成(3471万円)、放課後子どもプランのモデル事業(17330万円)、「早寝・早起き・朝ご飯」推進事業(390万円)、沙入・図書館サービスステーションの新設(2560万円)、学校図書指導員の全校配置(3785万円)、白鵞西地区教育施設の整備(17億8718万円)を行います。

平成19年度の当初予算案がまとまりました。私の区長就任後、3回目を迎えることとなり、区民の皆さまの強い期待に最大限応え、全身全霊を傾注して取り組まれました。編成に当たっては、「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けて積極的に取り組む予算と位置付けました。一般会計の予算規模は828億2千万円で、18年度に比べ20億円、2.4%の減となりましたが、18年度に行った基金の統廃合による歳入・歳出増分を除くと、実質的には18年度に比べ22億円、2.7%の増と積極的な予算となりました。

19年度予算は、区民の皆さまに幸せな暮らしを届けるという目標の達成に向け、多様な区民ニーズに応えるべく、限られた財源を生産健康都市づくりや福祉の充実、子育てや教育環境の整備、産業振興、地球温暖化防止等の環境対策、防災・防犯など、区政の重要課題に重点的・効果的に配分した予算となりました。

また、職員定数26人の削減を始めとした行政改革の推進等により、17年度予算以降3年連続で、特別区財政対策である財政調整基金及び特別区債管理基金の取り崩しを行わずに収支を均衡させることが出来ました。今後も、経済情勢の急変などに左右されずに、強固で弾力的な財政基盤を確立すると共に、区民の誰もが幸福を身近に感じられる「幸福実感都市」の実現に向け、一層邁進してまいります。



荒川区長 西川 太郎

駅たま



赤ちゃんを週1回・2時間お預かりいたします。

助産師、保育士と地域のボランティアさんが1対1にてお預かりする区の支援をうけた事業です。
利用を希望される方は、当日のメールにて年齢月齢を記入し、事前の確認を願います。

■駅たま専用アドレス jikka-ekitama@ezweb.ne.jp

■駅たま専用携帯電話 080-5409-4135

■日時 毎週火曜日 午後14時半～16時半

■場所 みんなの実家@まちや 荒川区町屋2-7-5

(町屋区民事務所・加藤産婦人科そば)

■対象 産後すぐ～1歳未満優先 (定員を超える場合は14時過ぎにお断りすることもあります)

■利用料 1回 500円

■持ち物 赤ちゃん必要セットのほかに母子手帳を必ずお持ちください。

■利用登録 このボランティア事業についてご理解をいただくため、初回は見学をお願いします。なお、緊急ヘルプについては、ご相談ください。

主催 35 (産後) サボネット in あらかわ 代表 志美須文枝 藤田麗江

子育てしやすいまちナンバーワンをめざして

八王子市こども家庭部子ども家庭支援センター館長 小澤 篤子

はじめに

近年、少子化が急速に進んでいる。1970年代の前半には、生まれてくる子どもの数は年間200万人を超えていたが、1973（昭和48）年の第2次ベビーブームを境に減少を続け、2005（平成17）年には約半分である106万人となり、最低の出生数を記録した。

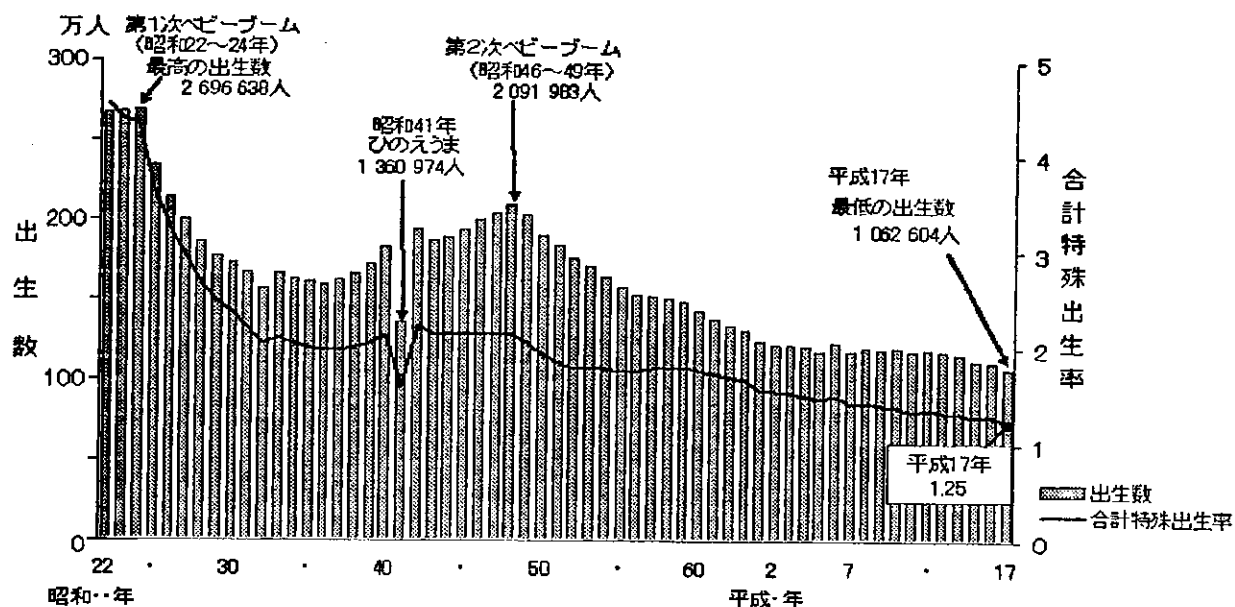
また、合計特殊出生率も1966（昭和41）年の丙午の1.58を1990（平成2）年には下回り、「1.57ショック」として、少子化問題が広く知られるようになった（図表1）。

この「1.57ショック」を契機として国は1994（平成6）年12月に、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定し、少子化社会対策の本格的な取り組みの第一歩を刻み、1999（平成11）年12月に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定された。

八王子市では国の政策を受け、2003（平成15）年8月、子どもに関する施策に総合的に取り組むため、従来福祉部門で行っていた児童福祉施策や教育委員会に委任していた青少年健全育成部門を統合してこども家庭部を新設し、子育てしやすいまちナンバーワンをめざして子育て支援に重点的に取り組むこととなった。

本稿では、国の動向と本市における特徴的な施策を報告する。

図表1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



1. 国の少子化対策

エンゼルプランや新エンゼルプランは、子育てと仕事の両立支援を中心とした、あくまでも親の就労支援を主眼とする計画であった。「待機児童ゼロ作戦」等により、子どもを生み育てやすい環境を整備することに力点を置いて、様々な対策を実施してきた。しかし、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象があらわれた。

2002（平成14）年1月に発表された日本の将来推計人口によれば、少子化は今後一層進行すると予想された。少子化の進行は、今後、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため、改めて国・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の取り組みに加え、もう一段上の対策を進める必要があることから、同年9月には、厚生労働省において「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取り組みに加え、①男性を含めた働き方の見直し、②地域における子育て支援、③社会保障における次世代支援、④子どもの社会性の向上や自立の促進、という四つの柱に沿い、総合的な取り組みを推進することとした。

また、これを踏まえ、2003（平成15）年7月「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という）が国会で成立し、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するための内容を記載した「行動計画」の策定が義務付けられ、地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律」が制定された。

2. 八王子市における『こども育成計画（八王子市次世代育成支援行動計画）』の策定

八王子市でも少子化の進行は例外でなく、

図表2 合計特殊出生率（平成元年から）

2003（平成15）年まで出生数が減少し、合計特殊出生率も1.12まで落ち込んでいたが、2004（平成16）年は出生数・合計特殊出生率ともに増加した。また、合計特殊出生率は、23区及び26市中20番目である。

このような状況の中で、本市では「次世代法」の規定に基づく行動計画として、0～18歳未満のこども施策を推進するための『八王子市こども育成計画（八王子市次世代育成支援行動計画）』を策定した。

（1）計画策定の体制

学識経験者、子ども関係・労働関連団体、公募市民の方々に組織する「八王子市こども政策推進協議会」を設置し、2つの分科会を置いて、子育てにじかに関わる側の視点と子

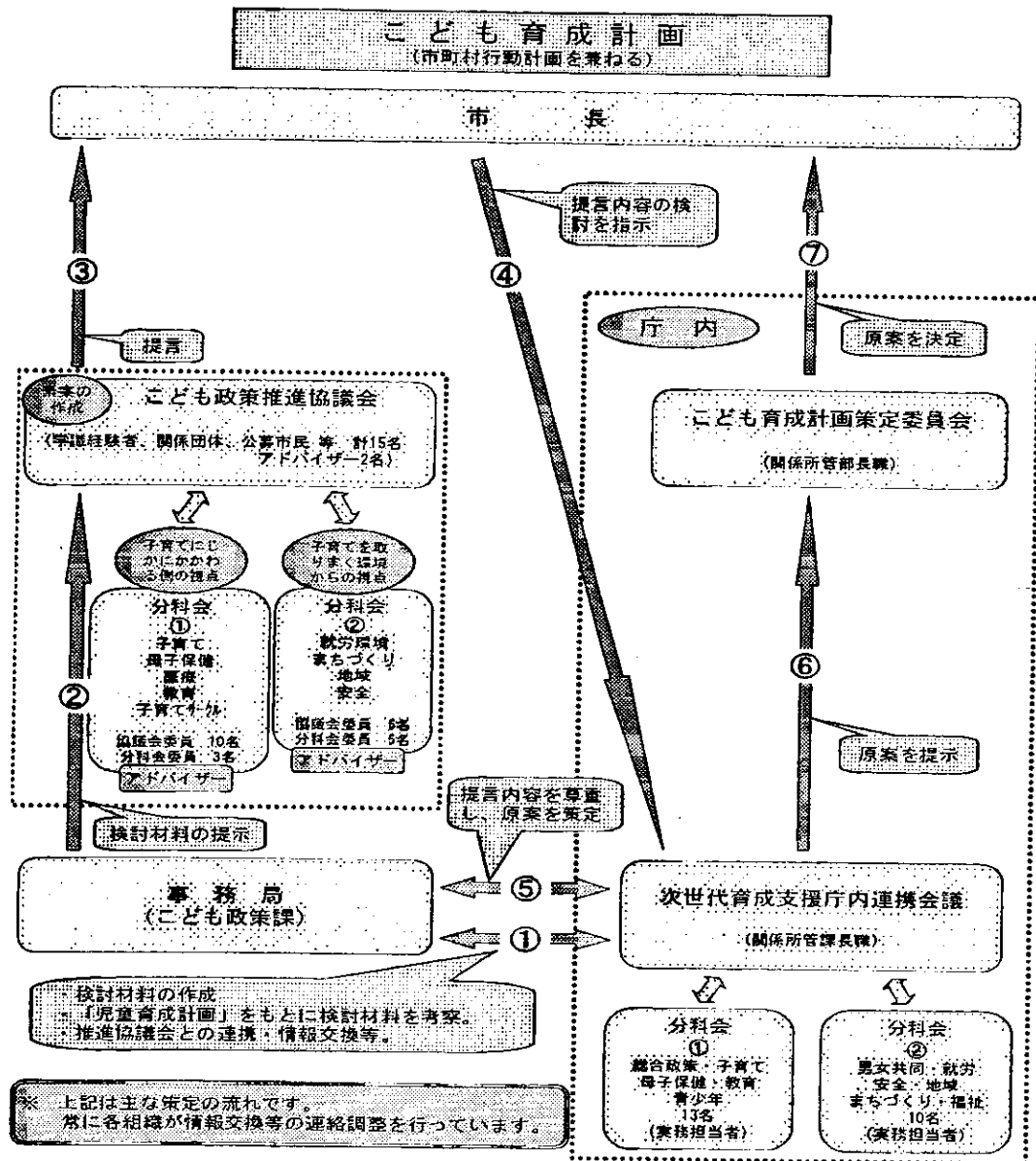
年 (平成)	八王子市 出生数(年別:人) ※平成元年から 9年は年度	合計特殊出生率(年別)		
		八王子市	東京都	全国
元	3,957	1.44	1.24	1.57
2	3,925	1.40	1.23	1.54
3	4,077	1.36	1.18	1.53
4	4,136	1.34	1.14	1.50
5	4,109	1.27	1.10	1.45
6	4,202	1.33	1.14	1.50
7	4,213	1.22	1.11	1.42
8	4,207	1.25	1.07	1.43
9	4,247	1.19	1.05	1.39
10	4,414	1.21	1.05	1.38
11	4,327	1.17	1.03	1.34
12	4,534	1.21	1.07	1.36
13	4,455	1.18	1.00	1.33
14	4,323	1.14	1.02	1.32
15	4,203	1.12	1.00	1.29
16	4,267	1.13	1.01	1.29

育てを取り巻く環境からの視点で計画素案を作成し、市長へ提言を行った。並行して、提言内容をふまえた原案を策定するため、庁内の関係部長による「こども育成計画策定委員会」及び関係課長で構成する「次世代育成支援庁内連携会議」を設置し、そのワーキンググループとして協議会と同様の分科会をつくり、「八王子市こども政策推進協議会」と積極的な情報交換を行うため、合計47回もの会議を重ね、協働してこども育成計画を決定した（図表3）。

また、中間提言に対するパブリックコメントを行い、市民からの意見を聞いたほか、こども施策とその基本的な考え方やこども育成計画素案について市民に周知を図るとともに意見を聞き、

計画策定の参考とするための説明会を5回開催した。

図表3 こども育成計画策定の体系図



(2) 計画の視点

次世代法では、「次世代育成支援対策」を「次代を担う子どもを育成し、または、育成しようとする家庭に対する支援、その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成する環境のための施策」と定義している。

そこで、『八王子市こども育成計画』では、従来の仕事と子育ての両立などの「保育中心の子育て支援策」にとどまらない、「地域における子育て支援」や「子どもの社会性の向上や自立の促進」のための取り組みを重要と考え、とりわけ、子育てや子育ての場は身近な地域であることから、地域の環境整備に着目し、「子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備」という視点を持ち、「家庭・学校・地域・企業がそれぞれに責任を持ち、みんなで、子育て・子育てを支援していく体制」をつくることを基本的な考えと定めた。

また、少子化、核家族化、ITの普及など子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、今まで以上に地域における子育て支援の強化を図るため、「自立」「参加」「地域」の3つを計画のキーワードとした。

(3) 計画の基本目標

計画を実現していくため、5つの基本目標を定め、目標は「個」「家族」「学校」「地域」「社会・環境」と、支援の対象が子どもを中心にひろがっていくイメージで組み立てている。

①わたしがおおきくなると お父さん・お母さんもおおきくなる

(子どもと親、それぞれの成長をめざして)

②家族みんなの笑顔がすきだから

(子育てを楽しめる家庭づくり)

③学校はわたしのまちの“みんなの広場”

(学校を中心とした地域連携の充実)

④元気なまちは わたしたちから！

(特色ある子育て・子育て支援を推進する地域活動の充実)

⑤わたしもおしごと どちらも大切にしてほしいから

(子育てに配慮した「はたらく」環境の整備)

また、「この基本目標を子どもにも理解してほしい」「市は子どものためにこんなことに取り組んでいる、ということを伝えたい」という思いから、子ども主体で子ども自身の言葉で表現している。

3. 具体的施策の展開

本節では『八王子市こども育成計画』の具体的施策の中から、特に「自立」「参加」「地域」の3つのキーワードに象徴される取り組みをいくつか紹介したい。

(1) 子ども家庭支援センターの取り組み

核家族化が進み、地域社会もかつてのような機能がなくなっている今日、身近に相談相手もなく、孤立し、子育てに不安を抱える保護者は多い。市には子育てに悩む保護者から、多種多様で専門知識を必要とするような深刻な相談が寄せられ、件数も増加している(図表4)。

本市では2004(平成16)年10月、それまで主に育児相談を実施していた子育て相談センターを改組し、子ども家庭支援センターを設置した。広い市域を持つ本市では、より身近なところで相談できるよう、市域を5つに分け、2006(平成18)年までに各地域ごとに地域子ども家庭支援センターを設置し、子ども家庭支援センターを核として全市域をカバーする相談体制を整備した。

2005(平成17)年には子どもと子育て家庭の相談業務及び児童虐待の通告窓口をそれまでの都道府県の児童相談所から市町村とする児童福祉法の改正があり、子ども家庭支援センターは本市における窓口となっている。

(a) 虐待の予防・早期発見

図表4からもわかるとおり、相談件数は年々増えている。これは、家庭支援センターが増え、より身近な場所で、敷居が高くなく、気軽に相談ができるようになったことも1つの大きな要因であるが、相談内容が二極化しているという特徴をもっている。

虐待で今にも子どもの命が危なくなるようなものと、「蚊に刺されたが大丈夫か?」おしっこがよく見えるように青い色をつけている紙おむつのコマーシャルを見て、「うちの子のおしっこが青くないけれど大丈夫か」など、相談をする本人たちには深刻な問題であるのだが、笑い話で済ま

図表4 八王子市子ども家庭支援センター相談件数の推移

○総合相談件数

区分	年度							
	12	13	14	15	16	17	18 (1月末)	
健康 (病気治癒・予防接種・事故等)	190	160	198	183	515	743	799	
家庭・生活環境 (夫婦・祖父母・近隣関係等)	189	270	116	173	398	385	519	
発育・発達 (身体・性格・言葉・態度等)	236	312	442	542	991	1,683	1,332	
養育不安	52	77	111	358	1,149	3,209	4,563	
虐待・虐待が疑われる	9	21	32	390	625	1,146	2,034	
基本的生活習慣 (食事・睡眠・排泄・遊び等)	249	289	320	365	461	697	771	
教育・しつけ (学校・塾・育児法・不登校等)	142	235	179	167	412	985	1,171	
非行	2	1	9	7	54	168	158	
経済・就労	0	3	2	12	7	13	28	
各種サービス問合せ	183	229	162	171	461	663	2,991	
その他	265	216	188	510	814	2,687	2,041	
合計	1,517	1,813	1,759	2,878	5,887	12,379	16,407	

(平成16年10月24日までは子育て相談センター)

(平成16年10月クリエイトオープン)

(平成17年10月元八王子・南大沢オープン)

(平成18年10月館オープン)

せることができるような軽微なものが、それぞれ増えている現状がある。

後者の場合もそんなことまで相談するのかということではなく、軽微なことすら誰にも相談ができない孤立した子育ての状況があるという現実にも目を向ける必要がある。

以前は子どもの問題は家庭の問題であるという考え方があり、家庭に任されていたが、若い親を取り巻く環境がかつてとは大きく変化している今日、家庭だけで解決ができない状況がある。国の少子化対策においても、そのような状況を踏まえて、子育てを支援する施策を展開している。

養育不安も、近年、相談の件数が増えている事項である。養育不安とは主たる理由がなく、「子どもを育てていく自信がない」「子どもがかわいくない」「子どもはいらぬ」といったものである。親自身も少子化・核家族化のなかで、子どもに触れたことのない状況、孤立化した子育て状況にあることが大きく影響している。

養育不安は主たる理由がないことから、相談にあたって親に寄り添う支援を実施しないと、虐

待の疑いや虐待など、対応が難しい事例へと変わっていく恐れがある。

虐待への対応は、風邪の状況ととてもよく似ている。早く手当てをすれば大事には至らないが、放置をすれば手の施しようがなくなる危険性もある。早いうちに手を打つことができれば、対応は難しくないのである。

各子ども家庭支援センターには、親子がふれあい交流することのできる広場を併設しており、多いところでは、月に約3,000人の親子が集っている。広場では、手遊びや絵本の読み聞かせ、先輩ママの子育て相談など、地域の市民が子育て応援団として親子にかかわっている。そこで、孤立化しているような親子に気づき、早い段階での支援を行うことが可能となる。広い市域をカバーするため、児童館・民間保育園でも広場事業を実施している。今後は空き店舗を利用した市民による広場事業も実施していきたいと考えている。

(b) 要保護児童に対する支援

要保護児童とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であり、図表5は、何度も繰り返し支援が必要な子どもの数をあらわしている。

虐待や虐待が疑われるものは、養護相談に含まれており、151人の子どもが該当をしている。以前は、要保護の子どもの問題は保護者の経済的な事情や病気等、原因がある程度ははっきりしていたが、現在では、様々な要因が複雑に絡み合っており、1つの機関(担当)では、解決が難しい子どもや家庭が増えている。

図表5 要保護児童に対する支援

17年度児童家庭相談						単位 人
養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	合計
280	25	89	7	226	37	664

そこで、関係機関及び市民と連携し、子ども家庭支援ネットワークを構築した(図表6)。また、このネットワークを2007(平成18)年4月1日より児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づく「要保護児童対策地域協議会」とし、必要な情報を共有することで、要保護児童等の適切な支援を図っている。

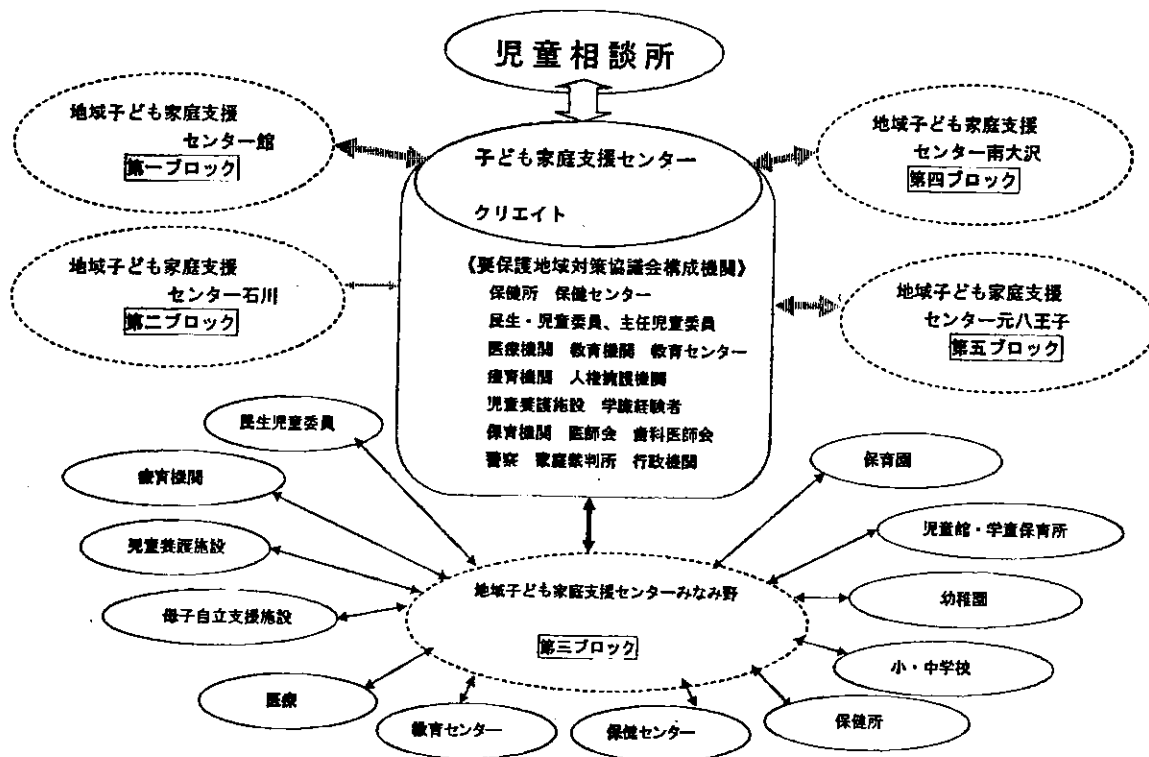
従来、守秘義務の壁に阻まれていた情報共有が、子どもの支援のために必要であれば、「要保護児童対策地域協議会」のなかでは、個人情報保護法に違反することなく情報の提供・共有化が可能となった。このことにより、複数の要因が絡み合っている子どもや家庭について、また、関係機関の狭間で動くことの難しかった子どもや家庭について、市が中心となって支援に取り組みやすい状況を作り出した。

本市では5つの地域子ども家庭支援センターが核となってネットワークを組んでおり、より地域に根ざした身近な支援を実施している。

(2) 児童館の取り組み

保育サービスの充実や子ども家庭支援センターの整備により、就学前の子どもを対象とする施策は進んできているが、思春期(小学校高学年から中・高校生年齢)の子どもたちの抱えるさまざまな問題に対しては、支援が十分でない現状がある。全国的にもニートと呼ばれる若者の存在が社会問題視されるなど、子どもの社会的な自立の遅れと不適応の増加は、社会形成に大きな支障をきたすことが危惧されており、行政としての対応が求められている。本市ではさまざまな問題を抱える思春期の子どもたちの自立支援に積極的に取り組んでいくため、中核機能を持つ施設として児童館を位置付け、利用対象年齢の上限を18歳未満までとすることで、従来の小学校低学年を対象とした「遊び場」中心の事業から、子どものための「居場所」としての環境を整備していくこと

図表6 八王子市子ども家庭支援センターと関係連携図



とした。最近では、児童館は地域における健全育成の拠点として、遊びを通して子どもの「育ち」を支援するとともに、地域・学校・関係機関との連携を図りつつ、子どもたちの自立を支援するコーディネーターの役割を担い、健全育成プログラムの開発及び指導、困難を抱えた子どもへの支援の強化を進めている。

(3) 公立保育園の取り組み

本市における保育園の役割は、従来、保育に欠ける子どもを親に代わって保育する親への就労支援であり、園内の子どもに対するだけの関わりであったが、今では対象を八王子市全域の子どもとし、以下の取り組みを実施している。

- ① 要保護対策児童に対する緊急一時保育を実施し、日常の保育や保護者との関わりについてのサポートを行うとともに、定期的な保護者との面談を通し、子どもや家庭の見守りを行う。また、経過観察や保育内容についての助言を行っている。
- ② 障害児に対し、日常の保育や保護者との関わりについてのサポートを行うとともに、発達の見極めや個別プログラムの作成、また、療育機関の補完機能を担うための連携を図っている。
- ③ 家庭福祉員(保育ママ)との連携・拡充に関するコーディネートや休暇時のサポート、及び定期的な訪問と保育相談を実施している。
- ④ 子育てを応援する人材の育成・活用を行い、保育園や幼稚園などの施設を利用しない在宅の子育て家庭に対し、園庭開放の充実や出張保育など支援を実施している。

(4) 子育て応援団 (Be e ネット) の取り組み

より身近なところで、子ども達や子育て家庭を支えるために、多様な世代の様々な立場の人が関わり、地域の中で子どもや親が安心して集い、助け合える出会いのしつくりを、「子育て応援団」

として立ち上げた。

応援とは、親に代わって子育てをすることではなく、地域のボランティアが子育て中の親に寄り添い共感することで、母親・父親が元気づけられ、子育てが楽しいと感じられるようになること、また、子どもとの関わりを通じて地域が活性化していくことをめざしている。

なお、BeeネットのBeeは英語の蜂のことで、八王子のハチとかけている。

ここで、子育て応援団の主な活動を示す。

① ボランティア活動場所の紹介・情報提供

初めてボランティアをする人、これまでの活動を続けながらさらに活躍したい人に、活動場所を紹介している。紹介先はボランティアの協力を必要としている子育て関係施設や子育てサークルなどで、会報等での情報発信も行っている。

② 子育て支援研修の実施・情報提供

子育てに関わるボランティア活動をしている人、これからボランティア活動を始めたい人を対象に、必要な研修と情報提供を行っている。

③ ネットワークの構築

地域の人が、身近なところで気軽に子育て・子育てに協力できるよう、子育てサークルや関係施設とのネットワークづくりを進めている。

④ 子育てを地域で支え、子育て中の家庭に個別のサポートを提供するしくみの充実

より身近な地域の人たちの参加が可能なファミリーサポートセンターの新しいしくみづくりや、市民NPOによる支援の連携体制の整備を図っている。

(5) スキルアップ研修

以上紹介してきたような新しい施策を実施していくためには、縦割り行政を克服し、こども家庭部が一丸となって、子どもの育ちという1つの目標に向かって、総合的に取り組んでいかなければならない。事務職、保育士、児童厚生員という枠を越えた部内独自のスキルアップ研修を実施し、より一層業務の充実に努めている(図表7)。

おわりに

子ども家庭支援センターでは、17年度に延べ155回、4,300人を超える参加者で、虐待予防を目的に「のびのび子育て講座」を実施した。そのうち、ボランティア応援団の力を借りた講座を半数以上実施している。地域の高齢者や学生、そして市民活動をしている人など、さまざまな人達に活躍いただいている。講座の内容も市民の力で応援をしていただいたが、それにも増して、子育てをしている母親や父親が講座で顔見知りになった人たちに地域で出会ったときに、声をかけられる、声をかけていただけるような状況を作り出せたことは、孤立化している子育て家庭にとっての応援団として、非常に有効であったと考えている。また、地域の高齢者にとっても、知り合った子ども達から受けたものは大きいものであったと考えている。

このように、地域を「子育て」を通じて活性化していくことができれば、遠くない将来、「子育てしやすいまちナンバーワン」を実現することも可能であろう。しかし、一朝一夕に状況が変わるわけではない。今すぐ支援が必要な子ども達もいる中で、一歩ずつ着実に取り組んでいくことが大切である。1人でも多くの子ども達が夢をもって幸せに暮らしていけるまちにしていけるためには、どれだけ多くの市民が子育てと関わっていくかが大きな鍵となる。

図表7 スキルアップ研修

異動者対象研修

講座名	講師
子ども支援担当の役割	子育て支援課
相談ワーク	家庭支援センター相談員
子ども家庭支援センターの業務等	家庭支援センター主査
母子自立支援施設リフレこのえ・児童養護施設八栄寮見学	
児童青少年課研修	児童青少年課
子育て支援課研修	子育て支援課
職場のコミュニケーション	
人事給与制度・行財政経営・文書事務の基礎	総務部研修
市民協働	市民活動推進部
文書事務・起案等	子育て支援課長
こども施策研修(育成計画等)	こども政策課政策課長
地域連携のあり方	子育てファシリテーター
発達相談研修	子育て支援課
実務研修感想を踏まえ	子ども家庭支援センター主幹

初級研修

研修項目	時間	講座名	内容	講師
一部 子ども家庭支援ネットワーク基礎知識	30分	研修の意義と活用	研修カリキュラムについて	こども政策課
	90分	個人情報の保護	守秘義務と個人情報保護法など	総務課
	45分	子ども施策について	自治体の役割とこども育成計画	こども政策課
	45分		市民との連携について	こどもファシリテータ
	240分	子ども家庭支援センターネットワークについて	ネットワークのあり方と関係機関の連携	外部講師
二部 相談の基礎知識	60分	これからの行政の役割	職員の意識改革	子ども家庭支援センター館長
	150分	児童の心理について	児童虐待の影響	子ども家庭支援センター相談員(臨床心理士)
	240分	相談の基礎知識	報告/連絡方法/相談の処理方法/判断など	子ども家庭支援センター相談員(社会福祉士)
三部 相談の基礎知識	210分	事例研修法	事例研修の意義、初級編	外部講師
	210分		具体的事例	
	30分		研修のまとめ	こども政策課

中級研修

研修項目	時間	講座名	内容	講師
第1部 八王子の子ども施策 児童相談所研修	30分	スキルアップ研修の意義	研修カリキュラム等について	こども政策課
	30分	八王子市における子ども施策①	(1)子ども家庭支援センターの機能と課題(2)保育園子ども支援担当の役割	家庭支援センター館長
	30分	市町村における児童相談と法		児童相談所
	80分	児童相談所概論	(1)設置根拠と権限(2)事業内容(3)相談内容と対応、援助内容(4)一時保護	
	90分	虐待への理解	(1)種類(2)要因(3)子どもへの影響(4)援助(5)相談対応のポイント	
	135分	主な相談	(1)不登校(2)引きこもり(3)家庭内暴力(4)非行	
第2部 八王子の子ども施策 児童相談所研修	30分	八王子市における子ども施策②	児童館の新たな機能	児童青少年課長
	40分	こどもの発達と心理		児童相談所
	40分	こどもの発達と医療		
	80分	ケースワークの実際		
第3部 事例研修法	240分	子ども家庭支援ネットワークについて	ネットワークのあり方と関係機関との連携	外部講師
	210分	ケースワークの実際	インシデント	外部講師
	210分	ケースワークの実際	インシデント	
	30分		研修のまとめ	こども政策課

(おざわ あつこ)

